

## 諸謝金規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会が開催する講習会等の講師及び指導者等に支払う謝金に関する基準を定め、事業の円滑な運営を行うことを目的とする。

(講師・指導者の区分)

**第2条** 謝金を支給する講師及び指導者等の区分は次の通りとする。

- (1) 本会が主催する講習会、講演会、研修会またはこれに類する会合（以下「講習会等」という）で講師及び指導者を務めた者。
- (2) 外部団体に依頼した講師及び指導者（医師・看護師・学識経験者など）。ただし、大会等の救護依頼の場合は臨時の雇用扱いとする。
- (3) 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人東京都体育協関係事業で外部団体に依頼した講師及び指導者
- (4) 講習会が委託及び共催事業で、別途取決めのある場合には、その取決めに準じる。

(謝金の支給)

**第3条** 支給する謝金は、理事会において定める別表の上限額の範囲内にて支給することができる。

(交通費の支払い)

**第4条** 本会は、講師謝金とは別に交通費実費相当額を支給する。

- 2 謝金および交通費は、現金をもって本人に支給する。
- 3 謝金は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改定)

**第5条** この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(補則)

**第6条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附則1

- 1 この規程は、理事会の承認を受けた日(2016年6月9日)から施行する。

別表

講師・指導者区分	支払額（1時間当たり）
（1）本会が主催する講習会、講演会、研修会 またはこれに類する会合	2,000円
（2）外部団体に依頼した講師及び指導者（医 師・看護師・学識経験者など）	12,000円
（3）日本体育協会及び東京都体育協関係事業 で外部団体に依頼した講師及び指導者	12,000円
（4）委託及び共催事業で、別途取決めのある 場合	その取決めに準じる

\*大会等の救護依頼の場合は、臨時の雇用扱いとし別途定める。